

画象石墓の一・二について:画象石再利用の六朝墓

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2011-09-02
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 杉本, 憲司
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00010056

画象石墓の一・二について

――画象石再利用の六朝墓-

心 本 憲 司

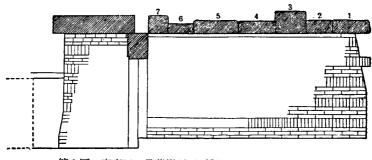
じめ

七賢と栄啓期」の図はつとに有名である。この外、江蘇省丹陽県胡橋で発見された「羽人戯龍図」、「飛天図」などの画象塼六朝時代の墓室装飾として、画象塼を使用したものには、江蘇省南京市西善橋で一九六〇年に発見された東晋墓の「竹林 しかし、これには疑問があり、すでにその点については簡単に述べたことがあるが、今回は三例をもう一度再検討して、城用ではないかと注意しているが、山東省蒼山県城前村で発見されたものについては、報告者は六朝時代画象石墓としている。 ていないように思われる。それで、報告者もすでにこれらの墓のうち、河南省南陽市の二例については、漢代画象石の再利しかもこれらの画象石墓を漢代のそれと比較すると、その画象石の墓室内における位置がことなり、正常な位置におかれ もみられるが、いわゆる画象石を墓室内壁にかざるものはごく少なく、これから述べる三例がそれにあたる。 前村の墓も漢代画象石の再利用であることを論じ、そのことが行われた背景についてものべてみたい。

資料とその解釈

1、河南省南陽市東関外、南陽県商業局々地内晋墓〔宛東M1号墓〕(第1図)この小論でとりあげる問題に関しての資料を、次に紹介しておこう。

-



第1図 宛東M1号墓縦断面(『考古』1963年1期より)

げた虎が、 同じで、ともに戟を持った門吏の姿がえがかれている。門楣石は両面に画があり、 四耳青磁壺(二形式)二、青磁碗五、四耳青磁罐(二形式)二と陶缽三がある。 の銅簪一と五銖銭二五枚(後漢のもの二〇枚、剪輸五銖五枚)と、棺外頭部に並べられた けて二遺体が仰身で葬られているが、木棺などの葬具はすべて朽ちている。副葬品は棺内 用しているが、天井には画象石七箇が横に並べられている。墓室内には頭を入口の方にむ 米、幅一・四米、高一・六米)で、奥壁上部に壁龕がみられる。 れら石柱、 両側に石柱をたてその上に門楣石をのせ、その下には石製門扉が二板たてられている。 六米、高一・七四米)と墓室が発掘調査された。甬道と墓室の間には墓門があり、 られた塼石併用墓で、墓道は未発掘であるが、これに続く甬道(長さ一・三六米、 化層をうちやぶって墓壙がつくられたことがしられる。墓室は南向き(一五五度) 画象石はすべてで一二個あり、まず墓門からみていくと、石柱は二本ともほぼ大きさが 背面には青龍がみられる。石門の両扉の外面には、 門楣石、石門は画象が浮き彫りされた画象石である。墓室は長方形(長三・ 下部には鋪首の銜環があり、内面には頭に高くまげをゆって目をいからし、 上部に大きな口をあけ首を上 底面と壁面は小形塼を使 につく

のこっているものからみて星宿図のようである。2、 くと次のようなものである。 天井石は七枚からなっているが、この七枚とも画象石で、奥壁に近い方から順にみてい 1 画象全体がいたんでいて全貌は不明であるが、 上に幔幕ありその下中央には建鼓が 部分的に

がかれた墓門守の姿であり、これは墓室装飾として常時みられるものである。

短刀を持っている。これら門にある画象はすべて墓室内に悪鬼がはいることをおそれてえ

きな歯をむきだし、手足をむきだしにした武士がえがかれ、

左の武士は鉞を、

右の武士は

地表より二・一米あり、墓壙のまわりは旧耕土があり、漠代の瓦礫などがみられ、

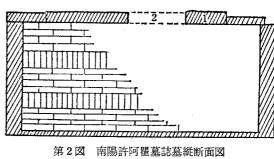
局地内裏庭で一九六二年三月初、井戸を掘った時に墓を発見した。墓室天井石までは現

とりて腰をかがめるものがみられる。7、冠をかぶり、長衣を着た一人の侍吏が手に長い柄の篲を持ってたつ姿がある。 があぐらをかいて坐し、その右にはなにか台上にのった器物がある。左には二人の戟を持って侍立するものと、二人の笏を 朱雀の尾が、下には青龍の前半身と、その前に星宿とが浮きぼりされている。6、上部に帷幔をはり、その下右の方に一人 がえるがきざまれている。左には星宿と雲気があり、その星宿の間には兎が一羽いる。5、画面は上下両面に分れ、 画面は二つに分れ、右には陰刻で月がきざまれ、月の外に一羽の大鳥が浮き彫りにされ、月の中にはまた陰刻で一匹のひき れた楽人一人がみられるが、その楽器は不明である。3、 たてられ、この左右に一人づつ楽人がいて舞ふがごとくして鼓をうつ状をしている。右の楽人の後方に少し小さくあらわさ 画面中央に線があり、その両側に星宿と雲気の文様がある。

が二十枚と剪輸五銖が五枚あるとされ、この剪輪五銖は漢代のものでなく晋代のものとされている。画象石はその画題、造である。五銖銭が出土しているが、報告では図がないので報告者の言葉を信用するしかない。それによると後漢時代のもの 型技術の面からみて、 形式、副葬遺物、画象石などを手がかりにして考えることができるが、先づ第一に副葬品の年代がもっとも大きな手がかり の漢墓のものとほぼ同じものである。その他の墓門守、四神などの画象も、 を与えてくれる。この墓の副葬品でもっとも特長のあるのは四耳磁壺、四耳磁罐で、これらは晋墓中から多く出土するもの 以上が画象の概略の説明である。それでは、この墓の年代はいつ頃にあてるべきであろうか。年代を定めるためには墓 南陽の漢代画象石とかわるところがない。たとえば石門右側の外面にある虎と鋪首の画は南陽草店村 いままで漢代南陽の画象石といわれているもの

文様である。 る画題は漢代のそれと同じで墓門守の姿である。ところが、天井に利用された画象石は、もともとの位置におかれた画題と に多くみられるものであり、その時代が後漢時代にさかのぼり得ないと思う。南陽の漢墓で墓門に画象石を有する形式は、 次に墓の形式とその墓の中における画象石の位置である。平面が甬道と一墓室からなる形式は呉・両晋にかけて長江流域 墓門内に横長の前室があり、その横に墓室ないしは棺室がつくられてある。 他の画象石は門柱、 その点からみると墓頂石1、3、 本来は天井部におくべきでないものが多くみられる。普通、天井部にみられる画象は太陽・月・星宿、 門楣石などにみられるもので天井部にあるのが不自然なものである。 4だけがそれにあたるが、これも天井部の画象として意識しておかれたもの 画象石の位置についてみると、墓門にあ 報告者がのべているよう

天井部は無造作に



画象石を天井石として再利用したに過ぎないものである。 墓門をつくる時には前時代の墓門にあった画象石を再利用しているが、

これは漢代の画象石を晋代の人が墓の構造の一部として再利用したもので、

河南省南陽市東郊、李相公荘村許阿瞿墓誌墓(第2図)

1974年8期よ 号墓)から出土しているところからみて、ほぼこの時代のものと考えてよい。た永寧二(三○二)年の墓誌(晋尚書郎北地傅宜故命婦孫世蘭の女)が出土した墓(二二 三米×○・八五米)で、四壁と墓底は小型塼を使用しているが天井部だけは石材を装墓は現地表面下三五糎のところにあり、平面は三五度方向につくられた長方形墓室 百銭は議論のあるところではあるが、三国時代のものとされ、洛陽市澗河西区で発見され 五銖銭一、定平一百銭一があった。副葬明器の鉢・罐は時期がはっきりしないが、定平 おり、葬具や遺骸はわからない。副葬品には泥質灰陶の鉢一、罐三、銅製笄二、銅製鐲一、 ている。 九七三年三月、南陽市東郊、約五百米の李相公荘村の北で整地中、 この天井石の中に画象石が三箇みられるのである。墓室内には土が多量にはって 四壁と墓底は小型塼を使用しているが天井部だけは石材を使用し この墓を発見した。

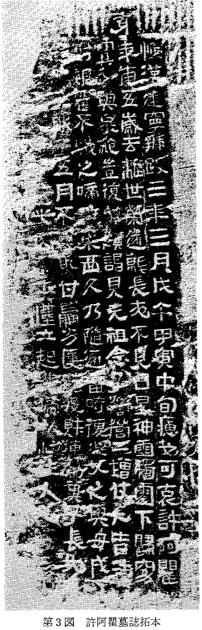
部は楽にのって舞い、 杯がみえる。この像の右上方に題銘があり、 れる画象と同じである。 が如き状をしている。 その前の人は飛丸と跳剣の軽業を行い、次の人は袖の長い衣を着て七盤舞をまい、 榻前には三人の子供が遊ぶ状にみえ、 画象は上下二段で、上段は幃幕のもとに、左に榻上に坐した総角の子供があり、その前には一案があり、案上に耳 軽業をする像である。 これはこの画象の中心人物である「許阿瞿」という子供を中心に子供達が遊んでいる姿である。 最後の一つは横長の画象石(長一一二糎、幅七〇糎、厚一一糎)で左端に銘文が六行にわたり刻 部がみられるだけである。一つは笏を持って立つ門吏をあらわしたもので、門柱にみら 次にこの墓の画象石をみてみたい。これは三石あり、その一つは門扉の破片で、 画面の上部両わきには幃幕がみえ、 一人は鳥を手の甲にのせ、一人は鳩車をひっぱり、他の一人はそれを鞭で追ふ 「許阿瞿」の三字がみえる。 楊後には一人の侍者が扇を持って風を送る状にみ 左端の人は盤をかかえて調子をとり 次の人は琴を弾じ、 次の人は簫を

左端の墓誌状銘文は次のように刻されている(第3図)。

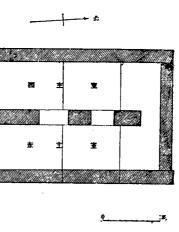
処、下帰窈」冥、永与家絶、豈復望顔、謁見先祖、念子営営、三増仗火、 惟漢建寧、号政三年、三月戊午、甲寅中旬、 〔逝?〕、当時復遷、父之与母、感」□□□、□王五月、不□晚甘、羸劣痩□、 痛哉可哀、許阿瞿」□、 年甫五歳、 皆往」 投財連 (聠) 篇 (翩)、冀子長哉_ 一
弔
親
、 去離世栄、遂就長夜、不見日星、 瞿不識之、啼泣東西、

□□、□□□此、□□土塵、立起□埽、以快往人、

ないが、子供のことを思ふ心情にあふれた墓銘である。画象に見える子供に「許阿瞿」なる銘題があるが、これはこの墓銘 使用されていて、 すもっとも重要なもので、墓室内の奥壁にあるのが普通だと思ふ。ところが、この墓では他の画象石とともに天井石として に見える五歳で死亡した許阿瞿そのものの姿である。墓室内における画象の位置からすれば、 の日に、 これによると、後漢の霊帝の時の建寧三(一七〇)年三月(墓誌は戊午になっているが、実は丁酉である)十八日の甲寅 歳わずか五歳で死亡したいたいけな子供の許阿瞿に対する追悼の言葉で、墓誌としての形式をすべてそなえてはい 本来の位置とは全くことなっている。画象石は南陽の後漢代のものであることはいうまでもない。 この画象石は墓の主人公を示



第3図 許阿瞿墓誌拓本 (『文物』1974年8期より)



万米あり、

"晒米城" と通称されている。この台地上には周・漢時代の遺

第4図 (『考古』1975年2期より)

いる。墓道はすでになくなっているが、墓門はほぼ南(一八七度)にむい

表面より一・二米の深さにあり、墓室のまわりには土がつきかためられて 物が散布しているが、墓は台地南部の断崖にあらわれていた。墓頂は現地

ている。

3 山東省蒼山県元嘉元年画象石墓(第4図)の画象石墓のものを取って再利用したものとなる。 九七三年五月、

げた門扉、門柱らしきものを含めて、この墓に使用された画象石は、

つの画象石墓が調査された。台地は約五米位の高さで面積が六六○○平 山東省蒼山県西一・五粁にある城前村の北の台地上で

は藻井形式で、もっとも上部の盖頂には円形文が中央に刻まれている。 よって代られ、門柱の上には一本の楣石がのっている。 横につけられた側室と奥につくられた二つの棺室からなり、全体は長方形 にも門柱がたっていて二つに分れている。門扉は門外にたてられた石板に にちかい(全長五・四六米、幅二・九四米、高二・四八米)。 墓門は中央 墓室は六○箇の石灰岩からなる立派な石槨墓室で、墓門、 前室は横長で天井 前室、 前室の

うちわけは次のようである。青磁碗二、青磁盞一、陶碗一、陶盤一、陶槅二、石板一、 銅鏡 天井、床とも石でつくられている。 副葬品は盗掘にあっているので、完全でなく、その位置も動いているものと考えられるが、 陶磁器は側室にあった。その (位至三公鏡)一、銅銭九(五

室は東西に併列してつくられる。隔壁の中部には二つの窓状の穴があり、

東側壁の中央の石は外側からあてられていて、内側からみると凹形になっている。

室の西側には側室がつくられ、入口中央に柱があり、中は凹形になり、

もっとも奥のところには二室を通ずる過道がある。

前室の奥にある棺

下二層になっている。

п

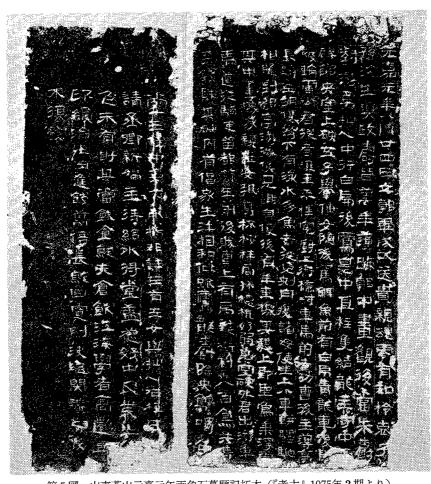
主

銖銭四、無文小銭五)、鉄棺釘三である。

門扉には鋪首がみえる。 段には舞楽雑技の図が刻されている。左の三人は坐して簫、笙、墳を奏する。次の二人は長袖をまいあげて舞ふ女、次の二 楣石内側の画象は上下二段に分れ、上段には龍二、虎一、獣身鳥首の異獣一、魚をついばむ鶴二が左から右に刻される。 持って頭をたれて車馬を迎える状の一人が立つ。車馬の先頭には二匹の導吏の馬があり、次に軺車二両、斧車一両あり、 壁の画象は外側からあてられ形の石で、 中に扇を持つ人と、とげのある杖を持つ人がみえる。小さい門も半分が開かれ、そこから子供のような者がのぞいて 前室東壁橫額、 前後に舟をこぐ船頭が一人づつおり、 騎がこれに続く。四騎に先導された三台の軺車が橋の中央から右の橋のたもとまで続く。 たところには二騎があり、上部の一騎の騎者はふりかえって弩を射ようとしている。橋上をいまや渡りきろうとしている二 者一人、手を胸前に組合せる者二人の女侍者の姿がある。6、中央門柱内側には、上にむいて進む虎一匹が大きく刻される。 人は雑技のもので、一人は倒立して口で壺をくわえ、もう一人は飛丸の技をする。右には短桴を持つ者二人、鼓を前に置く る。3、墓門中央柱には四匹の龍がからんで、天に乗るように上にむかっている。4、墓門左門柱の画象は三段に分れ、 ものを持つ。座の下両側には猿と狐のような動物がみえる。下には二人の羽人が、西王母の坐す山にのぼろうとする姿があ いで従騎吏の馬と輜車一両が続く。 一人が長い柄のついた"たも綱"をひっぱり、後方では一人が"うけ"で、もう一人が素手で魚を捕ろうとしている。 一段には拱手して立つ門吏が一人づつ刻され、腰には綬がさがっている状が見える。下段には坐した侍女がみえる。5、 画象石と題記について次にみていこう。 側室横額の中央には大きな橋があり、欄杆、両たもとの桓表がみられる。橋上には車馬行列の姿があり、左、橋を渡っ 一匹の虎があり、下段には車馬出行図がある画象がある。車馬は右にむかって走っていく状をしていて、右端には盾を 車二台の前は馬が駕すが、 左半分には大きな斗栱をもつ門があり、この大門の横に小門が附けられている。大門の扉は半分だけ開かれ、 大門の右には右の方から進んでくる先導騎一と輧車二を迎える人が盾を持って腰をかが 2、墓門柱の外からむかつて右柱は、上段に座上に端座した西王母がおり、手に羽状の 後の車は羊が駕している。車馬列の上には鳥首のみえる雲がからんでいる。 舟の中央には二人の人物(報告では老婦人としている)が座している。舟の前方では、 両側の石の厚さだけ奥にひっこんでいる。 画象石は一○石、一二幅ある。1、墓門の楣石正面には上段に二羽の兎、 画面は上下三段に分けられ、 橋の下の中央には大きな舟があり、 めて立って 五匹 る。

まれているようで、若しそれが真実であれば、この画象石は本来の位置にあったとはいえない。即ち、他の墓の画象石を再 には青龍、白虎、朱雀、玄武の四神図があり、朱雀は二羽、玄武はまだ蛇がからんでいない。右側には人獣が相斗う図があ たたから姿をした図である。12、主室奥壁の画象石は、すでに破壊されたところが多く全体の姿は不明であるが、上部左側 双龍が三ケ所で結びあった図がある。これは門柱に見える画象と同じある。11、西主室天井の画象石は、虎と龍が相対して 利用したということをもっとも良く示しているものである(第6図)。 10、前室北中央の柱、 の場面をえがいているのである。ところが、この画象石はこの墓では、報告の図一をみるかぎりでは横たおしの形ではめこ 顔だけがのぞいている。この画象石は報告者も指摘しているように、墓の主人に関連ある画象の中でももっとも重要な饗宴 の後にいる男は環刀を持って立っている姿にえがかれ、下段には先導の騎馬とこれに続く輜車一両がみえる。後にも騎馬の と鳳凰が相い対す図があり、中段には一老婦が机を前にして坐上に坐し、三人の待者がこの婦人の食事に酒饌を供 下部には壁文がみられる。 即ち、二主室の中央の柱には

即聖鳥乗浮雲」は8の画象についてのべ、これによると、門は都亭の役所のもので、その前で頭を下げ、車馬を迎えるのは れは題記では胡ということになる。七、「使坐上、小車駢、駆馳相随到都亭、游徼候見謝自便、 冤厨(狐狸宛雛?)」はいま見られる画象にはない。 六、「上衛橋、尉車馬、 中柱の双龍図であろう。五、「室上硖、五子轝(輿)、使女随後駕鯉魚、前有白虎青龍車、後□被輪雷公君、従車推車 のことをのべたか明らかでないが、12の四神図かも知れない。四、「中直桂、隻結龍、主守中霤辟邪央(殃)」は、10の墓室 見たことをのべ、以下にその内容を簡単にいう。三、「朱爵(雀)封游栗杣(仙)人、中行白虎後鳳皇(凰)」は、 える柱の二面に題記が一五行、三二八字にわたり刻されている。その概略は次のようなものである(第5図)。以上がこの墓の画象石の内容概略であるが、これ以外にこの墓で重要なのは、前室西壁、即ち側室上層の横額画象石を支 いうことになる。 一、「元嘉元年八月廿四日、立郭(槨)畢成、以送貴親、魂零(霊)有知、柃(怜)哀子孫、 この墓がつくられた年月日がみられる。二、「薄(簿)疎(疏)郭(槨)中、書観後当」とあって、この墓の画象石を 下有流水多魚者、従児刺舟渡 左端上部でかぶりものが先導の騎者とことなる者が馬上からふりかえり車馬列に弩を射ようとするが、こ (渡)諸母」は7の画象をのべるもので、先導の三騎はこの題記では功曹、 前者功曹後主薄(簿)、亭長、 後有羊車橡 治生興政、寿皆万年」 騎佐胡使 主簿、 どの画象 亭長と (使



第5図 山東蒼山元嘉元年画象石墓題記拓本(『考古』1975年2期より)

県は山東南部にあり、『宋書』州郡志の記事から、宋武帝の永初元(四二〇)年から明帝の泰始元(四六五)年までは宋の た字の隷書体は洛陽出土の元康九(二九九)年の銘がある徐義墓誌のものに近いとし、晋以後の字体とする。第四に画象石 第二に出土遺物の陶磁器の形式について論じ、青磁碗、陶盤は南京附近の東晋墓から出土するものと近く、とくに方形の陶 の西晋壁画墓のつくり方とよく似ていることから、この形式の墓が後漢時代以後、西晋、南北朝初期に流行したものとする論じ、先づ第一に墓の平面が、後漢時代末期の遼陽の壁画墓(三道纂窟業二廠第二号墓)と似ていること、また遼陽上王村以上が、この墓の概要であるが、次にこの墓の年代をいかに考えるかの問題がある。報告者は五点からこの問題について 和此 版図内にあったことなどから、題記に見える元嘉元年を宋の文帝劉義の時の年号で西暦四二四年にあたり、 面でこの墓を西晋以後の東晋、南朝にあたるとする。第三に題記中に見える〝都督〟の官名は魏晋以後のものだとする。 槅は西晋の周処墓などから出土するごとく、晋代以後のものとし、また位至三公鏡も魏晋時代のものだとして、副葬遺物の える柱三本の画家をのべたものである。一二、「堂蓋菍、好中**氐枼□□色、**末有旰其当飲食、就夫(太)倉、飲江海、 游激ということになる。八、「其中畫、橡(像)家親、玉女执尊杯案柈(盤)、局沐稳杭好弱完」は読みづらい文字が多いが、 画象石の製造もこの時になるとする。 の彫刻技法、題材は後漢時代のものに類似しているが、そこに進歩がありとみる。画題でもとくに羊車が『晋書』輿服志、 に食に就き、出世して印綬をおびるような身分になることを禱り、またこの墓が二度と開かれないことをのべたものである。 高遷宜印綬、 これは9の中段に見える饗宴図をのべたたものであろうか。九、「堂秧外、君出游、 『宋書』礼志にみえるところから、東晋以後に生れた車で、中・下流官僚が乗るものだとする。第五に地理上からみて蒼山 □龍□非詳(祥)、左有玉女与抽(仙)人、右柱□□□請丞卿、新婦主待(侍)給水将(漿)」は、2、3、4の墓門正面に見 吹盧(蘆)、龍爵(雀)除央(殃)鶣(鶴)噣(啄)魚」は5の画象をのべたものである。一一、「堂三柱、中□ 治生日進銭万倍、長就幽寞(冥)則決絶、閉曠(壙)之後不復発」は死者、この墓の主人が冥府において充分 車馬道(導)従騎吏留、都督在前後賊 南北朝初期に流行したものとする。 この墓の建造

反論を試みている。両氏の見解は題記が何時の作であるかを先づのべている。との報告者の見解について私はすでに簡単にその非をのべたが、更に最近、 それは題記中の韵文からの分折で、一の序言 方鵬釣・張勛燎の両氏が連名の論文で詳細に

なかでの産物で、魏晋時代以後の薄葬令下のものでないとする。画題中に見える羊車についても、すでに『釈名』釈車にみ特色を見出し得ることを指摘している。画象石製作を魏晋以後のものとしている点についても、画象石は後漢時代の厚葬の 物伝統が継承されている点を軽視していることを批判し、題記のスタイルもすでに建寧三(一七〇)年の許阿瞿墓誌にその 豪韻字、庚韻字、真部・文部・元部の境界の問題で、ここではその結論だけをあげると、すべて両漢時代の押韻の特色を持 時は必ず第二句の末字が韻をふんでいるところから、 えることから漢代にあったとする ついても特色ある一○のそれについて分析して、それらを西暦一○○年代のものであるとする。第三に、報告者が漢代の文 は明きらかに漢代でも後漢末までも降らない特色で、決して西晋以後のものとは考えられないとする。第二に字体・文句に っており、特に、麻韻がまだ魚韻と分れていない点、豪韻がまだ龍韻と分れていない点、 他は三字句と七字句の混合で、四字句では一句とびに韻をふみ、七字句では毎句が韻をふみ、三字句が二つ続く 音韻の面からこの文の成立時期を推測している。 庚韻がまだ陽韻と分れていない

点 調査したのは麻韻字、

崖石刻の漢司隷校尉楊孟文石門銘中に「都督椽」なる官名がみえることをあげ、漢代の郡守の属官で随時に設けられたものしている。即ち、漢代の文献の中に都督なる官名は見えないが、後漢の建和二(一四八)年に比定される陝西省褒城石門摩 題記中に見える官名で都督が、魏晋時代以後にあらわれてくるものだと報告者がのべているのについては、 多見されないが都督という官名が後漢時代にあったとする。 次の如く反論

題を刻した画象石が二・三見えないことから、 後漢時代の墓を一度こわし、その石を利用して新しく墓をつくって葬ったものかもしれないとした。とくに題記に見える画 おいて主に使用されたものであるところから、魏晋時代の人が後漢時代の墓を利用してもら一度、埋葬をしたか、 後漢時代末にもみられるので同時代のものとする。他の考え方は、 以上の点からこの画象石と題記を後漢時代のものとして、副葬品との関係を一つは、位至三公鏡、青磁器、陶槅がすでに 後者の考え方をとりたいと著者の両人はのべている。 画象石、題記は後漢時代のもので、 副葬品は魏晋時代に あるい

の三例だけである。しかし、これ以外にもまだこのような例はあるのではないかと思う。次の章でこれらの墓について私が 後漢時代の画象石墓の石材である画象石を、 もう一度墓室石材として利用して墓室を築造したと思われる明 は以上

考えていることを簡単にのべてみたい。

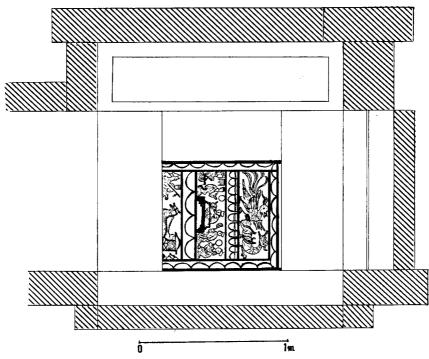
おわりに

時代がおくれた二世紀前半頃のものである。
て石材で築造し、画象石でかざる形式が後漢時代初期にみられ、石門だけに画象石を利用し、他は塼で築造するものは少して石材で築造し、画象石でかざる形式が後漢時代初期にみられ、石門だけに画象石を利用し、他は塼で築造するものは少しを利用する方法が漢代以来も慣習として行われていることを示している。1・2の発見された河南省南陽には、墓室をすべ 紹介した三例はいままでに漢代画象石墓が数多く発見されている地方にあるもので、このことは墓室を築造するのに石材

来の位置とは異なったもので、これから考えていくと、この墓は門はもとの墓のものをそのまま利用したが、天井石につい てはいろいろなところにあった画象石を無造作にならべて再利用をしたものであろう。 思われる日月星宿の図もあるが、それも整然とおかれたものでなく、さらに宴楽図、四神図、門守図にいたっては、全く本 き位置にある門柱上の門守図、門楣石の四神図など、石門扉の動物と鋪首の画などは良いが、天井石は本来の天井の画象と 図など、墓主人の生前の生活を示す場面をえがいたものがある。ところが、資料1はすでに指摘したごとく、 と門守のかわりをする動物などの像がみえ、門楣には瑞獣などをえがく。前室壁、奥壁には墓によって異なるが、主に宴楽 これらの墓において使用されている画象石の位置は、本来の目的に合致するように、門には門守像があり、門扉には鋪首 本来のあるべ

位置にあったものでなく、この墓室をつくる時に、前代の墓をこわしてその石を石材として利用したものである。 前の生活をあらわしている、墓の画象石の中でもっとも重要ないわゆる宴楽図のみえる石で、前述した如くこれらはもとの は天井石に画象石を使用しているが、これは鋪首がみえる門扉の石と、門守のみえる門柱石と、そうして墓主人の生

べて、もっとも重要な画象石が横になっているということは、この墓を構築した人が、この画象石の意義をすでに忘れてい くられたとは考えられないが、前室東壁のこの墓の画象石の中でもっと重要な墓主人の饗宴の場面をえがいた石が、 図、車馬出行図などがあり、前室の画象にも車馬出行図、四神図などがあり、これからはこの墓で前代の石材を利用してつ おれているのである(第6図)。 この事はこの墓にとって重要なことで、 私は他の画象石がそのところを得ているのにくら きらかな證拠がない位にととのっている。画象石もほぼあるべきところにおかれている。即ち、墓門に見える門守図、 は墓の構造からみて1、2の如く全く新しい墓室をつくるために前代の墓室をこわして、その石を利用したという明 横にた



第6図 山東蒼山元嘉元年画象石墓前室東壁図(報告より筆者作図)

まま使用しながら、もう一度つくりなほして、新しの墓は前代の墓をこわしたか、あるいは一部はそのたことを示しているのであって、このことから、こ

い墓主人の安住の地にしたと考えられる。

このこと

の後代の墓とすることが不自然でないと思う。は前述の方・張両氏の見解と相まって画象石再利用

敏雄氏によってのべられた如く、漢代の画象石墓が室をつくる地方に数多くあったと思う。すでに長廣 られることは、 造するための経済的裏付けが後漢ほど確保されなか 時代に、すでに破壊されて、そうして画象石の持っ については、そのことはなかなかわからない。 がえるが、画象のない石を再利用してつくられた墓 の指摘のような、美術的意欲の変化、画象石墓を建 ている意義が忘れさられていることは、単に長廣氏 葬そのものについては魏の文帝の薄葬思想にみられ え方に大きな変化があったからだと考えられる。墓 つくられてからわずか百年もたつかたたないかの晋 たということだけでなく、 以上の様に、画象石を再利用して後代の墓がつく 南北朝時代にかけての人々の墓葬儀礼に対する考 その様なことが、このような石材をつかって墓 画象石の位置、置き方によってうか やはり後漢時代から晋 しか

らわれない新しい傾向が生れて来たことが、もっとも大きな原因であろうと思う。いうまでもなくこの新しい傾向のベース もなって、その社会を支えていた郷村の道徳的秩序、即ち儒教の礼教主義にも変化があらわれ、もはや儒教的礼教主義にと るようなものがあるが、やはり根本的には、家族生活を中心とした郷村社会が後漢時代末期の混乱の中で解体し、 それにと

についての変り方も考えていきたい。 画象石を再利用した六朝墓の例をあげて、 墓葬儀礼の変化を指摘したが、 その他多くの面から今後は漢とそれ以後の墓葬

となったのは老荘思想である。

È

- 2 1 南京博物院・南京市文物保管委員会「南京西善橋南朝墓及其磚刻壁画」『文物』一九六〇年八・九期合刊
- 3 杉本憲司「漢代の墓室装飾についての一試論」『橿原考古学研究所論集 南京博物院「江蘇丹陽胡橋・建山両座南朝墓」『文物』一九八〇年二期
- 杉本憲司「三世紀の東アジアと太平洋地域―中国―」『三世紀の考古学』上巻 創立三十五周年記念』 吉川弘文館刊

昭和五〇年

- 河南省文化局文物工作隊・南陽市文物管理委員会「河南南陽東関晋墓」『考古』一九六三年一期 学生社刊 昭和五五年
- 6 汪慶正「十五年以来古代貨幣資料的発現和研究中的若干問題」『文物』一九六五年一期

⑤ 4

・長廣敏雄『南陽の画象石』 美術出版社刊 昭和四四年

南陽市博物館「南陽発現東漢許阿瞿墓志画象石」『文物』一九七四年八期

- ⑨ 報告中の図より復原した。
- 河南省文化局文物工作隊第二隊「洛陽晋墓的発掘」『考古学報』一九五七年一期
- (11) 山東省博物館・蒼山県文化館「山東蒼山元嘉元年画象石墓」『考古』一九七五年二期
- ⑫ 以下の題記は報告と註⑱の論文とを総合して、拓本にもとづいて釈した。
- (13) 東北博物館「遼陽三道壕両座壁画墓的清理工作簡報」『文物参考資料』一九五五年一二期
- | 可気能が定く置います。「丘米丘県等を重要する、東省は二コテムで、李慶発「遼陽上王家村晋代壁画墓清理簡報」『文物』一九五九年七期
- 南京博物院(羅宗真)「江蘇宜興晋墓発掘報告--兼論出土的青瓷器」『考古学報』一九五七年四期

- I7 註 ④
- 18 方鵬鈞・張勛燎「山東蒼山元嘉元年画象石題記的時代和有関問題的討論」『考古』一九八〇年三期
- ⑩ これらの音韻は『広韻』の韻目である。
- 『太平御覧』巻七七五 車部四に引用された『釈名』では「羊車、以羊所駕名車也」とあって、明らかに羊が駕した車が後漢時代にあ 羊車についてはすでに漠代にあるらしいことは、林巳奈夫編『漢代の文物』京都大学人文科学研究所刊 昭和五一年 にもみられるが、

ったことを示唆している。

- 陝西省考古研究所「褒斜道石門附近桟道遺跡及題刻的調査」『文物』一九六四年一一期
- 河南省文物工作隊「南陽楊官寺漢代画象石墓発掘報告」『考古学報』一九六三年一期

22

河南省文物工作隊「南陽漢代石刻墓」『文物参考資料』一九五八年一〇期

五